

職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成27年3月30日規則第27号

最終改正：令和2年7月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア（ウ）の組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第3条第2号の組合規則で定める日数)

第3条 条例第3条第2号の組合規則で定める日数は、次に掲げる日数とする。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する特別休暇（職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）第4条第1項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数
- (2) 大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第12条第1項に規定する特別休暇（同項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数
- (3) 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第11条第1項に規定する特別休暇（同項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第4条 条例第3条第3号イの組合規則で定める場合は、当該子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する

子をいう。以下同じ。)の1歳到達日(条例第2条第3号イに規定する1歳到達日をいう。以下同じ。)後の期間について次に掲げる場合に該当する場合とする。

(1) 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親及び同条第1号に規定する養育里親(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)を含む。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

2 前項の規定は、条例第3条の2第2号の組合規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と、「第2条第3号イ」とあるのは「第2条第3号ア(イ)」と読み

替えるものとする。

(部分休業をすることができる非常勤職員)

第5条 条例第21条第2号イの組合規則で定める非常勤職員は、第2条に定める非常勤職員で所定の勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(条例第22条第2項及び第3項の組合規則で定める休暇)

第6条 条例第22条第2項の勤務時間条例第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、大阪広域環境施設組合職員就業規則第12条第1項第15号及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成27年規則第25号)第8条第1項第13号に該当する場合に与えられる特別休暇とする。

2 条例第22条第2項の勤務時間条例第12条の2第1項の規定による介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、大阪広域環境施設組合職員就業規則第13条の3第1項及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項の規定による介護時間とする。

3 条例第22条第3項の育児時間又は介護時間に準ずる休暇として組合規則で定めるものは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第15号に該当する場合に与えられる特別休暇並びに会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第14条第1項の規定による介護時間とする。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。